

1/7

訂正



企業名に誤りか
あつたため修正



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和6年11月7日(木)岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
一般社団法人岐阜県発明協会 産業イノベーション推進課	事務局長 横山久範 イノベーション推進係	小川行宏 粥川壮優	058-370-8851 内線3752 直通058-272-8366 FAX058-278-2679

令和6年度中部地方発明表彰受賞者が決定しました

公益社団法人発明協会（東京都港区虎ノ門）では、各地方における発明の奨励・育成を図り、科学技術の向上と地域産業の振興に寄与することを目的に、優秀な発明、考案、意匠を完成された方々や、発明の実施化に尽力された方々の功績を称える、地方発明表彰を毎年実施しています。

この地方では、中部5県（愛知県・三重県・富山県・石川県・岐阜県）を対象とした中部地方発明表彰を開催しています。今年度は、中部5県で137名、うち岐阜県では19名の方の受賞が決定し、下記のとおり岐阜県で表彰式が行われますので、お知らせします。

記

1 表彰式

- (1) 日 時 令和6年11月21日(木) 13:30~14:30
(2) 会 場 岐阜グランドホテル 西館2階 雪の間
(岐阜市長良648)

2 受賞者数

- (1) 発明等に関する表彰 52件129名（うち岐阜県7件15名）
対象：優秀な発明等を完成し、その実施効果が高く、地域産業の向上に寄与していると認められる発明者等
- (2) 実施に関する表彰 5件 5名（うち岐阜県2件 2名）
対象：発明等に関する表彰において、特別賞の対象となった発明等が法人によるものであり、その実施化に顕著な功績があると認められる当該法人の代表者
- (3) 発明奨励に関する表彰 3件 3名（うち岐阜県2件 2名）
対象：発明等の指導、育成、奨励について顕著な功績のある者

※岐阜県の受賞者は【別紙1】参照。

※地方発明表彰の概要は【別紙2】参照。

令和6年度中部地方発明表彰 <岐阜県関係受賞者一覧>

○発明等に関する表彰 (7件15名)

賞 名	受賞者	発明名称	所属企業名
文部科学大臣賞	コバヤシ トシオ 小林 俊雄	流体圧シリンダ	カヤバ株式会社
	マツモト カズヒコ 松本 七彦		
	イマイ ノリフミ 今井 則文		
	ヒカサ タカヒロ 日笠 貴大		
日本弁理士会会长賞	ウスダ マサシ 臼田 雅史	カミソリのハンドル	カインダストリーズ株式会社
岐阜県知事賞	ヤマナカ トシノリ 山中 利恭	油脂を含有しないソフトカプセル用の内容液	中日本カプセル株式会社
	スハラ ワタル 須原 渉		
	ニシカワ トモミ 西川 友美		
岐阜県発明協会会长賞	ハヤカワ コウジ 早川 幸司	パイプのリリーサを備える継手	株式会社オンド製作所
発明奨励賞	ツチダ ミノル 土田 実	ユニット工法	島工業HD株式会社
発明奨励賞	ワタナベ ケンゴ 渡辺 健吾	ヒューズ	太平洋精工株式会社
	ツチヤ ユタカ 土屋 穣		
発明奨励賞	オザキ ジュンイチ 尾崎 淳一	駆動回路搭載DCモータ	三菱電機株式会社
	カトウ マサヒロ 加藤 雅大		
	ホッタ カズヒコ 堀田 和彦		

○実施に関する表彰（2件2名）

賞 名	発明名称	企業名	役職・氏名
実施功績賞 (文部科学大臣賞)	流体圧シリンダ	カヤバ株式会社	代表取締役社長執行役員兼CEO 川瀬 正裕 カワセ マサヒロ
実施功績賞 (日本弁理士会会长賞)	カミソリのハンドル	カイイングストリーズ株式 会社 貝印刃物 開発センター	代表取締役社長 兼 COO 遠藤 浩彰 エンドウ ヒロアキ

○発明奨励に関する表彰（2件2名）

賞 名	受賞者	所属企業名・役職
奨励功労賞	カワシマ マサキ 川島 政樹	カワボウ株式会社 代表取締役社長 一般社団法人岐阜県発明協会副会長
奨励功労賞	原 マサアキ ハラ 正昭	新興機械株式会社 代表取締役社長 一般社団法人岐阜県発明協会副会長

令和6年度地方発明表彰の概要

主催：公益社団法人発明協会
共催：全国道府県発明協会

1. 本事業の趣旨

本発明表彰は、各地方における発明の奨励・育成を図り、科学技術の向上と地域産業の振興に寄与することを目的として大正10年に開始されたものです。全国を8地方に分け、北海道地方発明表彰、東北地方発明表彰、関東地方発明表彰、中部地方発明表彰、近畿地方発明表彰、中国地方発明表彰、四国地方発明表彰及び九州地方発明表彰を実施し、各地方において優秀な発明、考案、又は意匠（以下「発明等」という。）を完成された方々、発明等の実施化に尽力された方々、発明等の指導、育成、奨励に貢献された方々の功績を称え顕彰するものです。

2. 表彰

(1) 発明等に関する表彰

優秀な発明等を完成し、その実施効果が高く、地域産業の向上に寄与していると認められる発明者等を対象として、次の各賞を贈呈します。

◆特別賞

- ・文部科学大臣賞 特許庁長官賞 中小企業庁長官賞 経済産業局長賞
- ・発明協会会长賞 日本弁理士会会长賞 知事賞 等

◆発明奨励賞

(2) 実施に関する表彰

◆実施功績賞

上記(1)において、文部科学大臣賞、特許庁長官賞、中小企業庁長官賞、経済産業局長賞、発明協会会长賞、日本弁理士会会长賞の対象となった発明等が法人である場合当該法人の代表者を対象として贈呈します。（発明者等と当該法人の代表者が同一の場合は除きます。）

(3) 発明奨励に関する表彰

◆奨励功労賞

発明等の指導、育成、奨励について顕著な功績のある者を対象として贈呈します。

3. 発明、考案及び意匠の要件

発明、考案、意匠については、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 応募案件が特許、実用新案登録又は意匠登録されており、令和6年12月末日時点において権利が存続していること。
- (2) 発明、考案においては、進歩性に優れ、かつ実施効果が顕著で科学技術の向上及び地域

産業の発展に寄与していると認められること。

- (3)意匠においては、製品化され、広く一般に利用されて産業の発展、生活文化の向上に大きく寄与し、さらに形状、機能など構成要素が極めて優れており、新しい意匠の潮流を形成していると認められること。
- (4)応募時において係争関係にない、若しくは係争が終了していること。

4. 応募者等の資格

- (1)応募者は、日本国内における当該発明等の権利を有すること。
- (2)応募案件の発明者、考案者又は創作者は、日本国籍を有するか、又は当該発明等を日本国内において完成させ、上記1.に掲げる本表彰の趣旨に適合すると発明協会が認めた者であること。
- (3)応募案件の発明等で、発明協会主催の全国発明表彰あるいは本表彰を受賞していないこと。
- (4)当該発明等に関する同一の業績により過去に叙勲・国家褒章を受章していないこと。